

原子力損害の賠償に関する法律の 概要と損害賠償責任

はじめに

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東北関東大震災」といいます。）及びこれに伴う津波によって、東京電力株式会社（以下「東電」といいます。）の福島第一原子力発電所から放射性物質が流出する事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。本件事故による被害の拡大が予想される中で、原子力事業者である東電が負担する賠償責任について検討します。

原子力損害の賠償に関する法律の概要

1. 法律の目的

原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号、以下「原賠法」といいます。）は、原子炉の運転等に伴い事故が発生した場合に、原子力事業者に対する損害賠償請求を容易にすることで被害者の保護を図ると同時に、原子力事業者の責任を明確にすることで原子力事業の健全な発展を促進することを目的とします。

2. 免責条項の適用

原賠法の下では、原子炉の運転等から生じた原子力損害につき、原子力事業者が無過失責任を負うこととされております。しかしながら、同法には例外規定が存在しており、かかる原子力損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じたときには、原子力事業者は免責されるとされております。

ここで、原子力利用に関する政策について企画、審議及び決定を行う機関として設立された内閣府原子力委員会が公開する資料（原子力損害賠償制度専門部会報告書（案）（平成10年10月8日原子力損害賠償制度専門部会）に対するご意見と回答）によれば「異常に巨大な天災地変」とは、不可抗力性の特に強い場合のみに限定され、関東大震災や阪神淡路大震災はこれに該当せず、これらの震災を相当程度上回る規模のものをいうとされております。かかる見解を前提とすれば、東北関東大震災も「異常に巨大な天災地変」には該当しないとの解釈があり得ます。そして、マスメディアの報道によれば、政府は東電の責任が免責されることはないとの立場を表明しており、東電も免責規定の適用に否定的な見方を示しているとされております。¹

主要トピック

原子力損害の賠償に関する法律の概要

民間損害保険による補償の可否

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦（かみやまたつひこ）

直通電話番号：03-5561-6395

電子メール：

Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com

Peter Kilner（ピーター・キルナー）

直通電話番号：03-5561-6619

電子メール：

Peter.Kilner@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目17番7号

赤坂溜池タワー7階

www.cliffordchance.com

¹ 平成23年3月24日、日本経済新聞朝刊

3. 原子力損害の範囲

次に、原賠法において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいうと定義されております。具体的にいかなる損害が原子力損害に含まれるかについては、東海村 JCO 臨界事故の際に作成された平成 12 年 3 月 29 日付原子力損害調査研究会最終報告書²が参考になります。同報告書によれば、①身体の傷害、②検査費用、③避難費用、④財物汚損、⑤休業損害及び⑥営業損害が「原子力損害」に該当するとの判断を示しています。特に、⑥営業損害については、いわゆる風評損害も含まれるものと考えられており、同報告書では、(i) 不安感が沈静化されるまでの期間に、(ii) 屋内退避勧告区域内で生じた損害であって、(iii) 現実に減収があった取引については、相当因果関係の存在を推定し、特段の反証のない限り「原子力損害」に該当するとの判断を示しました。

4. 賠償責任の履行を確保する制度

原子炉の運転等に伴う事故が発生した場合には、原子力事業者は多額の損害賠償債務を負担することになるため、原賠法では、被害者保護の観点から賠償責任の履行を確保する制度を設けております。具体的には、一事業所当たり 1200 億円（以下「賠償措置額」といいます。）を原子力損害の賠償に充てられるように、民間保険契約及び政府補償契約を締結することが義務づけられております。しかしながら、賠償措置額を超過した部分については、依然として原子力事業者が賠償責任を負っており、かかる超過額は保険等で担保されておられません。そこで、原子力損害が賠償措置額を超過した場合であり、かつ、原賠法の目的を達成するために必要があると認められる場合には、政府が原子力事業者に対して、損害を賠償するために必要な援助を行うと規定されております。

本件事故によって生じる原子力損害については、現時点ではその全容が掴めておりませんが、マスメディアの報道によれば総額数兆円にも上る可能性があるとして指摘されており、政府は東電によって十分な補償ができない場合には国が援助することを表明しています。³

民間損害保険による補償の可否

個人又は法人が個別に損害保険をかけていることもあり得ます。しかしながら、核燃料物質等の汚染は、損害保険約款において免責事項とされているのが一般的であるため、多くの場合、損害保険によって原子力損害が補償されることはありません。

² 同研究会は JCO 臨界事故によって生じた損害を調査するために設置されたものですが、他の原子力損害の検討の際にも有用な資料となり得るように思われます。

³ 平成 23 年 3 月 24 日、日本経済新聞朝刊

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh
Clifford Chance has recently announced its intention to further expand its business with the opening of offices in Perth, Sydney and Istanbul in Spring 2011, and in Qatar (subject to licence approval).